Japan M&A Solution

臨時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年12月２日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時30分）

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル7階　701

決議事項

議　　案　当社とSBI 辻・本郷Ｍ＆Ａ株式会社との株式交換契約承認の件

目次

臨時株主総会　招集ご通知
株主総会参考書類

議決権行使期限

2026年12月１日（火曜日）午後6時まで

ジャパンM&Aソリューション株式会社
証券コード：9236

証券コード9236
2026年11月17日
（電子提供措置の開始日2026年11月10日）

株　主　各　位

東京都千代田区麹町三丁目３番８号
麹町センタープレイス７階
ジャパンM&Aソリューション株式会社
代表取締役社長　三橋　透

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://jpmas.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月１日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月２日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル７階　７０１

3．目的事項

【決議事項】

議　　案　当社とSBI 辻・本郷M＆Ａ株式会社との株式交換契約承認の件

以　上

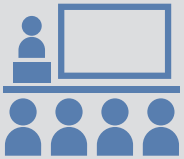
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様１名に限らせていただきます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 ２０２６年12月２日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 ２０２６年12月１日（火曜日）午後６時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。



インターネット等による議決権行使

▶ 詳細な議決権行使方法は次ページに記載しています。

行使期限 ２０２６年12月１日（火曜日）午後６時まで

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力してください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年12月1日（火曜日）
午後６時まで

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要となります

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書用紙

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

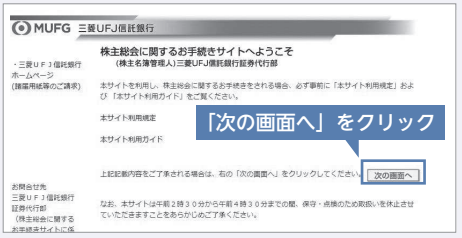
議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

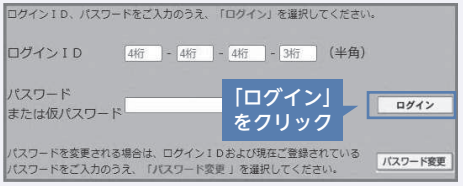
0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案	当社とSBI 辻・本郷M＆A株式会社との株式交換契約承認の件

当社は、2026年10月5日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、SBI 辻・本郷M&A株式会社（以下「STH」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でSTHとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1．本株式交換の目的

当社は、中小企業の事業承継等の経営課題解決を行うことを中心としたM&Aアドバイザリー事業を推進しております。最近では、事業承継だけでなく、原材料の値上がり、人件費の増加又は金利上昇などの影響で、先行き不安を感じる中小企業のM&Aニーズが拡大する中、当社は、金融機関や会計事務所等の提携先との関係を強化し、多くの中小企業の経営課題に対応するため、M&A案件に取り組み、成約をしてきました。

STHは、辻・本郷グループ及びSBIグループとの連携を背景として、中堅・中小企業向けのM&Aアドバイザリー及び事業承継支援を行っており、M&Aの案件開拓及び実行に関する人材・ノウハウを蓄積しております。特に、辻・本郷グループの全国の顧客接点を活用した事業承継案件の開拓基盤は、当社がこれまで構築してきた金融機関・士業等の提携ネットワークと補完関係にあります。

当社は、本株式交換によりSTHを完全子会社化することで、両社の案件創出チャネル、買手ネットワーク、人材及びM&A実行ノウハウを相互に活用し、案件創出力及び案件対応力を強化するとともに、管理・システム等の共通基盤の効率化を進めることにより、M&Aアドバイザリーサービスの品質向上及び収益基盤の拡大を図ることが、中長期的な両社の企業価値の向上に資すると判断し、本株式交換を実施することといたしました。

以下に、本株式交換にあたり、その(1)背景、(2)狙い、(3)その他の効果について、詳細を説明させていただきます。

(1) 背景

① 当社ビジネスモデルの完成

当社は、2023年10月に東京証券取引所グロース市場に上場しました。上場後約3年間で、上場で得た信用力を活かし、地方銀行（第２地方銀行を含む）・信用金庫・税理士/会計事務所を中心に提携関係構築を推進し、61行の地方銀行、35庫の信用金庫、312の税理士/会計事務所等の士業と提携関係を構築することで、これらの提携先からの案件紹介により安定したアドバイザリー契約を獲得できる営業基盤を構築いたしました。また、「相談されたら断らない」という基本方針により、経営課題を抱えた多くの中小企業から相談を受けることができたことで、全国からM&A案件が集まる体制を構築することができました。

さらに今期から推進しているAI化により、AIロングリスト作成システムを構築し、過去から積み上げてきた買手データベースを活用し、買手探索力も圧倒的に強化することができました。特に業種特化型M&Aでは、飲食M&A、歯科M&A、就労支援M&Aを中心にその業界で圧倒的な顧客基盤を保有する企業と提携したことで、案件ソーシングや買手探索を効率的に行う仕組みを構築し、成約件数の増加を本格的に狙える状況になってきております。

この3年間で構築したビジネスモデルを最大限活かして、当社は来期からの3年間で、さらに事業拡大を加速していく方針です。

② 中期経営計画の目標達成

当社は、最終年度を2029年10月期とした中期経営計画において「成約件数日本一」及び「東証プライム上場」を掲げており、この目標を達成するためには、新たな施策を展開する必要があると感じております。上記①のとおり、既に当社のビジネスモデルは構築でき、成長路線は築けたものの、さらに事業拡大のスピードを上げるために、自らもM&Aに取り組み、強い顧客基盤を有する企業やM&A業務の対応力を強化できるようなノウハウや強みを持つ企業と一緒に事業拡大を行う必要があると考えておりました。

③ 中小企業のM&Aニーズの拡大

日本経済においては、資材価格の高騰、人件費の上昇又は金利上昇などにより、中小企業が置かれている経済環境が厳しくなっていると感じております。また、今までは、製造⇒卸⇒小売⇒消費者というサプライチェーンが一般的でしたが、最近では製造と消費者が直接取引する流れが進んでいると思われます。そのため、中小企業に「変革」が求められておりますが、強固なサプライチェーンに守られてきた日本の中小企業にとっては、「変革」を推進することは、とてもハードルが高いものであると思われます。当

社が「安心して相談できるM&A会社」という経営理念を掲げている理由は、経営課題を抱える中小企業や、変革を行わなければならないが難しい中小企業などに、是非当社に相談に来ていただきたいという想いがあるからです。

「M&A」をより多くの中小企業が利用できるように、当社が事業規模を拡大し、業務や人員のレベルを向上させることで、経営課題を抱えている中小企業の受け皿にならなければならないと、日ごろから強く感じておりました。

(2) 狙い

当社は、本株式交換を実施することにより、各社の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、以下のシナジー効果の実現が期待できるとの判断に至りました。

① 対象会社の収益力

STHは、前期赤字となっていますが、安定的に辻・本郷グループからの案件を受託する体制が整えられており、足元の業績は安定して推移しております。また、不要なコストの削減を行うことにより、より安定した高収益企業になる可能性が高いと判断いたしました。

STHは、2026年4月から2026年8月までの5か月間において、売上高313百万円、営業利益87百万円を計上しております。また、2026年9月以降についても具体的な成約見込み案件を有しており、これらが見込みどおり成約した場合には、2027年3月期通期の売上高は8億円超、営業利益は3億円超となる見込みです。2026年9月以降の成約見込み案件の見込み売上高は、合計5億円超です。このうち4億円超は、既に基本合意を締結している2件の案件によるものであり、成約の確度は極めて高いと考えております。その他の案件についても、いずれも既に買手から意向表明書を受領しており、成約の確度は高いと考えております。また、上記のほかにも、2026年8月末以降に買手から意向表明書を受領し、2027年3月末までの成約が見込まれる案件があります。

上記の売上高予想は、2026年8月末までの実績及び同年9月以降の具体的な成約見込み案件等を基礎として算定しております。STHの案件は、辻・本郷税理士法人をはじめとする辻・本郷グループからの紹介案件が中心であり、この安定的な案件獲得基盤がSTHの収益の安定性を支えております。

また、費用面では、当社との株式交換に伴い、（ⅰ）役員及び従業員体制の見直しに伴う人件費、（ⅱ）ダイレクト営業部門からの撤退に伴う費用、（ⅲ）株式上場準備に関連して発生していた監査法人等への支払報酬、（ⅳ）新規採用の停止に伴う人材紹介料、（ⅴ）事務所の一部転貸による地代家賃、（ⅵ）人員減に伴う通信費・システム利用料そ

の他の経費をコスト削減項目として特定しており、STHの2026年3月期を基準として年間約2.5億円の削減効果を見込んでおります。以下に、①既に実施済みの削減項目、②効力発生日である2026年12月4日に実施予定の削減項目とその金額を記載します。

単位：百万円

削減項目	実施済	12月4日実施予定	合計
役員の退任※1	-	52	52
ダイレクト営業部門の撤退※2	-	33	33
管理業務の最適化※3	-	37	37
業務委託契約の解除※4	56	-	56
監査契約の解約※5	28	-	28
採用コストの削減※6	10	-	10
事務所の一部転貸※7	-	29	29
システム費用等の削減※8	-	1	1
合計	94	152	246

（注）金額は、2026年3月期の実績に基づく年間の削減見込額です。

※1　2026年12月4日付で、STHの現在の役員全員が退任する予定であり、役員報酬52百万円が削減される見込みです。

※2　ダイレクト営業部門が全面的に撤退し、同部門の人件費33百万円が削減される見込みです。

※3　STHの管理業務を当社が担うことにより、STHの管理部門の人件費37百万円が削減される見込みです。

※4　業務委託契約を解除しており、委託費56百万円を削減しております。

※5　株式上場準備のために締結していた監査法人との監査契約を解約しており、監査報酬28百万円を削減しております。

※6　ダイレクト営業部門の廃止に伴い、同部門の人材採用コスト10百万円が不要となっております。

※7　役員及びダイレクト営業部門の退去により生じる事務所の空きスペースを、辻・本郷グループの企業に転貸する予定であり、地代家賃29百万円の負担軽減を見込んでおります。

※8　人員減に伴い、システム利用料等1百万円が削減される見込みです。

当社が2029年10月期に東京証券取引所プライム市場に上場するためには「最近2年間の経常利益額合計25億円」という基準があり、これを2027年10月期及び2028年10月期の経常利益額合計で超える必要があります。そこで当社は、この基準をクリアする1つの施策として、本株式交換により、実態では収益力が高いSTHを当社の連結子会社として加えたいと考えております。

当社は、当社単体の売上高及び利益も着実に伸びていることから、2027年10月期においては、当社が売上高15億円、営業利益5億円、STHが売上高9億円、営業利益5億円を現時点では予想しており、合算した経常利益10億円を目指します。また効力発生と同時に各種施策を展開し、2028年10月期においては当社が売上高20億円、営業利益8億円、STHが売上高12億円、営業利益7億円を予想しており、合算した経常利益15億円を目指し、2027年10月期と2028年10月期の経常利益を合算し25億円を目指します。

従って、本株式交換を実現することは、3年後に東京証券取引所プライム市場に上場するために必要な施策となります。

②　辻・本郷グループとの関係構築

辻・本郷グループの中核企業である辻・本郷税理士法人は、約20,164社（2025年12月時点）の顧問先を持ち、全国に83か所の事務所、海外に7拠点（2025年12月時点）を展開している日本最大の税理士法人であります。相続税申告件数6,072件（2025年12月時点）という実績、また、会計・税務の専門家であると同時に、弁護士・社会保険労務士などを擁する専門家の融合体で、グループ内で連携し、法務・人事労務・M&Aなどさまざまな課題を解決することが可能です。また、医療・不動産・特殊法人などの分野にも強みを持っております。

当社は、この辻・本郷グループとの関係構築により、当社のM&Aアドバイザリー契約件数及び成約件数を増加させたいと考えております。本株式交換により、当社が経営理念のように「安心して相談できるM&A会社」であることを、辻・本郷グループの顧問先を中心に広く中小企業の皆様に認知していただき、そのお力となることで、当社の売上・利益の向上につなげていきたいと考えております。

また、辻・本郷グループのFAS・デュー・ディリジェンス等の機能を活用し、上場企業を対象としたFA案件についても獲得を推進する計画です。案件単価を50百万円以上で予想しており、計画には入れておりませんが、大きな収益源になると考えております。

③　SBIグループとの関係構築

SBI証券は、SBIグループにおける中核的な金融サービス企業であり、SBIグループの証券総合口座数は1,600万口座を超えております。

当社は、SBIグループとの協働により、M&Aアドバイザリー契約獲得、またAIを活用したM&A案件の買手探索など、多くのビジネスチャンスを推進することができると考えております。

(3) その他の効果

当社と、辻・本郷グループ及びSBIグループの相互協力により、取引のない金融機関、税理士/会計事務所との提携、案件獲得が可能になると考えております。

また、両グループの顧客基盤は、当社のM&A案件の買手としても機能すると考えており、AIを活用した仕組みでニーズに合った案件提案を行うことを、今後検討していく方針です。

辻・本郷グループは、会計・税務・法務・人事労務・事業承継の専門家を有しておりますし、SBIグループは証券、銀行、保険等の金融分野だけでなく、IT、AIなどにも長け、日本金融のトップレベルの企業であると感じております。当社は、本株式交換により両グループとの接点を多く持つことにより、当社の従業員や提供する業務のレベル向上を図ることで、お客様にご満足いただけるサービス提供ができる会社を目指します。

2．本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結承認取締役会決議日	2026年10月５日
本株式交換契約締結日	2026年10月５日
本株式交換承認臨時株主総会基準日公告	2026年10月６日
本株式交換承認臨時株主総会基準日	2026年10月20日
本株式交換承認臨時株主総会決議日	2026年12月２日（予定）
本株式交換の効力発生日	2026年12月４日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続の進行その他の事由により、両社協議のうえ、変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、STHを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換契約等に従い、本株式交換により当社がSTHの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるSTHの株主に対し、その所有するSTHの普通株式1株に対して、当社の普通株式452.63株を割当交付します。

なお、当社が交付する普通株式（本株式交換比率452.63株に基づき算出される数（1,108,943.5株）を基礎とし、1株未満の端数を会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理した後の数とする予定です。）のうち、40,695株は当社が保有する自己株式を充当し、残数は新たに発行する予定です。本株式交換によりSTHの株主に交付する当社普通株式数1,108,943.5株（端数処理前）は、2026年4月30日現在の当社の自己株式を除く発行済株式数1,478,605株に対して約75.0％に相当します。また、本株式交換以外による株式数の変動がないことを前提とした場合、本株式交換前の当社既存株主全体の持株比率は、本株式交換後、当社発行済株式総数の約57.1％となる見込みです。また、本株式交換に伴い当社普通株式1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他の関係法令に従い処理します。

	当社 （株式交換完全親会社）	STH （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	452.63
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：STH発行済普通株式総数2,450株に株式交換比率452.63を乗じて算出される数（1,108,943.5株）を基礎とし、会社法第234条その他関係法令に従い1株未満の端数を処理した後の数（予定）	

(4) 単元未満株式及び１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなるSTHの株主は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項及び当社の株式取扱規程に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取請求等の制度を利用することができます。

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じ

てSTHの株主に対して支払います。

(5) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債の取扱い

STHは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記「2．本株式交換の要旨」の「(3)　本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関に株式価値及び株式交換比率の算定を依頼するとともに、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。

独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）による株式価値及び株式交換比率の算定結果（当社株式1に対するSTHの株式交換比率のレンジ：DCF法0.62～0.82、マルチプル法0.72～1.02、総合評価ベースでは0.62～1.02)、両社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、事業計画、収益力、将来見通しその他の諸要素を総合的に勘案し、慎重に協議・交渉を行った結果、当社の株式価値を21億円、STHの株式価値を15.75億円とすることを取引上の前提とし(21億円：15.75億円＝1：0.75)、当社株式1：STH株式0.75を基本的な考え方として本株式交換比率を採用することが妥当であり、両社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと判断しました。当社の株式価値21億円については、赤坂国際会計による市場株価平均法、DCF法及び類似上場会社比較法の各算定レンジ内に位置しております。また、STHの株式価値15.75億円については、赤坂国際会計によるDCF法及び類似上場会社比較法のいずれの算定レンジ内にも位置しております。当社及びSTHは、いずれか一方の算定手法における特定の水準を機械的に採用したものではなく、これらの算定結果に加え、デュー・ディリジェンスを通じて確認したSTHの足元の業績、成約見込み案件、コスト削減余地、正常収益力及び将来の収益見通し等を総合的に勘案し、15.75億円を取引上の前提とすることが合理的であると判断しております。なお、上記の21億円及び15.75億円は両社が取引上の前提として採用した金額であり、赤坂国際会計が当社又はSTHの株式価値を直接21億円又は15.75億円と算定したものではありません。これを踏まえ、当社及びSTHは、STH株式1株当たりに換算した株式交換比率をSTH普通株式1株につき当社普通株式452.63株とすることを合意しました（理論交換比率は約452.63418367株です。)。本株式交換比率に基づき算出される交付株式の総数（1,108,943.5株）については、1株未満の端数を会社法第234条その他関係

法令の定めに従い処理した後の数を最終的な交付株式総数とします（端数処理後の確定数は別途確定します。）。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社との関係

当社は、本株式交換比率の算定に際し、第三者算定機関として赤坂国際会計に、当社及びSTHの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しております。また、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社及びSTHから独立したかなめ総合法律事務所を選任いたしました。

なお、赤坂国際会計及びかなめ総合法律事務所は、当社及びSTHの関連当事者には該当せず、当社及びSTHとの間で重要な利害関係を有しません。

② 赤坂国際会計による算定の概要

当社株式については、東京証券取引所グロース市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年10月2日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1か月、3か月及び6か月の各期間の株価終値単純平均値を採用しております。）を採用するとともに、将来の事業活動の成果を株式価値に反映するためDCF法を、比較可能な上場会社が存在することから類似上場会社比較法を採用して算定を行いました。なお、当社の財務数値に関する事項については、2026年8月末を基準としております。

採用手法	算定結果
市場株価平均法	1,754百万円～2,216百万円 （2026年10月2日終値1,499円、1か月平均1,418円、3か月平均1,259円、6か月平均1,186円）
DCF法	2,019百万円～2,253百万円
類似上場企業比較法	1,709百万円～2,196百万円

STH株式については、非上場会社であり市場株価が存在しないことから、将来の事業活動の成果を株式価値に反映するためDCF法を採用するとともに、比較可能な上場会社が存在することから類似上場会社比較法を採用して算定を行いました。

STHは前期赤字であるため、提出された事業計画について、財務デュー・ディリジェンスを委託している株式会社古田土経営（以下「古田土経営」といいます。）による足元の業績、成約見込み案件、正常収益力及びコスト削減余地等の分析結果を踏まえ、実

態を反映するための修正を行っております。古田土経営は当社の税務・会計に関する顧問であり、独立した第三者算定機関には該当しませんが、M&A業務の内容精査に関する経験を有していることから、STHの実態修正作業に関する分析支援を行っています。独立した第三者算定機関である赤坂国際会計は、当該事業計画及び関連する財務情報等について一定の検証手続を実施し、赤坂国際会計が適切かつ妥当と考える前提条件に基づき、DCF法による株式価値の算定を行っております。

- 2026年8月までの試算表を精査し、当初5か月間は売上・利益等の実績値に修正
- 後半7か月間については、具体的な成約見込み案件を勘案し修正
- 不要な費用の削減項目を挙げ、実現可能な項目をヒアリングにより確認し保守的に修正

STHは2026年3月期に営業損失を計上しておりますが、財務デュー・ディリジェンスの結果、当該損失には本株式交換後に継続しないと見込まれる人件費、業務委託費、地代家賃その他の費用が含まれていることを確認しております。また、2027年3月期の進行期においては足元の業績が黒字で推移しているほか、具体的な成約見込み案件も確認しております。これらを踏まえ、当社は、直近期の損益のみではなく、正常収益力、足元の業績、成約見込み案件及び本株式交換後に見込まれるコスト削減効果等を総合的に勘案して、STHの将来収益力を評価しております。

2027年3月期については、DCF法の算定の前提とした事業計画において、売上高639百万円、営業利益262百万円を見込んでおります。これは、2026年3月期の売上高561百万円、営業損失84百万円から大幅な増益となる計画です。主な要因は、2026年8月までの実績及び後半7か月の具体的な成約見込み案件の反映並びに本株式交換後に継続しないと見込まれる人件費、業務委託費、地代家賃等のコスト削減です。なお、上記DCF法の算定の前提とした事業計画とは別に、現在具体的に見込んでいる案件が予定どおり成約した場合には、2027年3月期の売上高は8億円超、営業利益は3億円超となる見込みです。2028年3月期以降については、辻・本郷グループからの安定的な案件獲得基盤を前提として、売上高及び利益が緩やかに増加する計画としております。

採用手法	算定結果
DCF法	1,401百万円～1,655百万円
類似上場企業比較法	1,575百万円～1,744百万円
総合評価	1,401百万円～1,744百万円
上記算定結果を踏まえた比率レンジ	DCF法：0.62～0.82、マルチプル法：0.72～1.02（総合評価：0.62～1.02）

(3) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、第三者算定機関に株式価値及び株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を踏まえてSTHとの間で慎重に協議・交渉を実施いたしました。

なお、当社は、赤坂国際会計から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとしてかなめ総合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社とSTHとの間には、現時点において記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。このため、特段の利益相反関係は生じていないと認識しておりますが、本株式交換の検討及び意思決定に当たっては、外部専門家によるデュー・ディリジェンス及び株式価値算定等を実施しております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、株式交換完全子会社となるSTHは非上場会社であるため、該当事項はありません。

4．本株式交換の当事会社の概要

（当社：2026年4月30日現在、STH：2026年9月2日現在）

項目	当社 （株式交換完全親会社）	STH （株式交換完全子会社）
(1) 商号	ジャパンM&Aソリューション株式会社	SBI 辻・本郷M&A株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー18階
(3) 代表者	代表取締役社長　三橋 透	代表取締役　小林 堅悟
(4) 事業内容	M&Aアドバイザリー事業、M&A仲介事業、コンサルティング事業等	中堅中小企業の事業承継に係るM&Aアドバイザリー業務及びM&A・事業承継に関するコンサルティング業務
(5) 資本金	263百万円	50百万円
(6) 設立年月日	2019年11月1日	2022年4月28日
(7) 発行済株式数	1,519,300株	2,450株
(8) 決算期	10月31日	3月31日
(9) 従業員数	45名（2026年9月1日時点）	23名（2026年9月1日時点）
(10) 主要取引先	銀行を中心とした金融機関	辻・本郷税理士法人
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行	みずほ銀行・きらぼし銀行
(12) 大株主及び持株比率	三橋透 36.85% UH Partners 2投資事業有限責任組合 7.66% 株式会社ディア・ライフ 7.63% （2026年4月30日現在）	Hongo holdings株式会社 67.6% 株式会社SBI証券 30.0% 土橋道章 1.2% 時田宗明 1.2% （2026年9月2日現在）
(13) 当事会社間の関係	資本関係：該当事項なし 人的関係：該当事項なし 取引関係：該当事項なし	

（14）最近3年間の経営成績及び財政状態

項目	当社 2023/10	当社 2024/10	当社 2025/10	STH 2024/3	STH 2025/3	STH 2026/3
純資産（百万円）	597	702	584	115	111	49
総資産（百万円）	752	770	668	523	511	460
売上高（百万円）	752	602	654	455	701	560
営業利益又は営業損失△（百万円）	176	△14	△56	87	7	△83
経常利益又は経常損失△（百万円）	168	△14	△52	81	3	△89
当期純利益又は当期純損失△（百万円）	125	△11	△85	46	△4	△61
1株当たり純資産（円）	433.93	465.40	383.70	－	－	－
1株当たり当期純利益又は損失△（円）	104.02	△7.78	△56.62	－	－	－
1株当たり配当金（円）	－	－	－	－	－	－

※ 百万円未満を切り捨て

5．本株式交換後の状況

項目	株式交換完全親会社
(1) 商号	ジャパンM&Aソリューション株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区麹町三丁目3番8号
(3) 代表者	代表取締役社長　三橋 透
(4) 事業内容	M&Aアドバイザリー事業、M&A仲介事業、コンサルティング事業等
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。
(6) 決算期	10月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

※　本株式交換に伴い、当社の株主構成については、Hongo holdings株式会社が当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となり、株式会社SBI証券が当社の主要株主となる予定です。また、現在の主要株主である筆頭株主の三橋透は、引き続き主要株主に該当するものの、筆頭株主には該当しないこととなる見込みです。なお、本株式交換に伴う当社の役員構成の変更は予定しておりません。

なお、本株式交換の効力発生日である2026年12月4日時点において、当社の所在地及び商号に変更はありません。商号については、2027年1月28日開催予定の定時株主総会において「JMA 辻・本郷株式会社」への変更を付議する予定です。

6．本株式交換契約の内容の概要

ＳＴＨと当社が2026年10月５日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株 式 交 換 契 約 書（写し）

ジャパンM&Aソリューション株式会社（以下「甲」という。）及びSBI辻・本郷M&A株式会社（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換

（以下「本株式交換」という。）に関し、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、本株式交換を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得し、乙を甲の完全子会社とする。

第２条（商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

（1）株式交換完全親会社
　　商号　ジャパンM&Aソリューション株式会社
　　住所　東京都千代田区麹町三丁目3番8号

（2）株式交換完全子会社
　　商号　SBI 辻・本郷M&A株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

第３条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式452.63株の割合をもって、甲の普通株式を割り当て交付する。

２．前項に基づき対象株主に交付する甲の普通株式の総数は、乙の発行済普通株式総数2,450株に前項の割合を乗じて算出される数とする。

第４条（１株未満の端数の処理）

本株式交換に伴い、対象株主に交付すべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、甲は、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、当該端数に応じて金銭を交付する。

第５条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社法その他関係法令の定めに従い、甲が適切に定める。

第６条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月4日とする。ただし、本株式交換の手続の進行その他の事情により必要がある場合、甲及び乙は、協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第７条（株主総会の承認）

１．甲は、効力発生日の前日までに開催する株主総会において、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項について承認を求めるものとする。

２．乙は、効力発生日の前日までに開催する株主総会において、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項について承認を求めるものとする。

第８条（本契約締結後の会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の業務の範囲内で事業運営及び財産管理を行うものとする。甲又は乙が、その財産状態、経営状態又は本株式交換に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとするときは、あらかじめ相手方と協議し、その承諾を取得するものとする。

第９条（重要事項の事前協議）

１．乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、次の各号に掲げる事項を行う場合には、事前に甲と協議し、その承諾を取得するものとする。

(1) 株式、新株予約権その他これらに類する権利の発行又は処分
(2) 資本金又は準備金の額の増減
(3) 剰余金の配当
(4) 重要な資産の取得、処分又は担保設定
(5) 多額の借入れその他重要な債務負担
(6) 重要な契約（支出金額が年額100万円以上のものをいう。）の締結、変更又は解除
(7) 組織再編、事業譲渡その他これらに準ずる行為
(8) その他本株式交換の実行又は乙の企業価値に重大な影響を及ぼす事項

２．乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、重要な役職員の選任、解任又は処遇の重大な変更を行う場合には、事前にその旨を甲に対して報告するものとする。

第10条（乙の自己株式）

乙が効力発生日の直前までに自己株式を保有することとなった場合、乙は、本株式交換の効力発生時までに、法令上可能な範囲で当該自己株式を消却するものとする。

第11条（従業員等の取扱い）

甲及び乙は、本株式交換後の乙の役員及び従業員の取扱いについて、事業運営の継続性、従業員の雇用及び処遇その他の事情を踏まえ、誠実に協議するものとする。

第12条（表明及び保証）

甲及び乙は、相互に、本契約締結日及び効力発生日において、次の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1) 適法かつ有効に設立され、現在も有効に存続していること。
(2) 本契約を締結及び履行するために必要な権限を有していること。
(3) 本契約の締結及び履行が、法令、定款その他自らを拘束する重要な契約等に重大な違反を生じさせないこと。
(4) 本契約の締結及び本株式交換の実行を妨げる重大な訴訟、行政手続その他の手続が存在しないこと。

第13条（本株式交換の前提条件）

本株式交換の効力発生は、効力発生日までに次の各号の条件が満たされていることを条件とする。

(1) 甲及び乙の株主総会において本契約が適法に承認されていること。
(2) 本株式交換に必要となる法令上及び金融商品取引所の規則上の手続が適切に履践されていること。
(3) 本株式交換の実行を禁止又は制限する法令、裁判所若しくは行政機関の処分等が存在しないこと。
(4) 甲又は乙の財産状態、経営状態その他に、本株式交換の実行を著しく困難とする重大な変更が生じていないこと。
(5) その他甲及び乙が別途合意する条件が充足されていること。

第14条（本株式交換の条件変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた

場合、又は本株式交換の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は協議のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第15条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

(1) 甲又は乙の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
(2) 法令又は関係当局により本株式交換の実行が認められなかった場合
(3) 甲及び乙が本契約を終了させることについて合意した場合
(4) 前条に基づき本契約が解除された場合
(5) 相手方が本契約に定められた義務のいずれかに違反（表明保証の違反を含む。）し、1週間以上の期間を定めて是正を求める催告を行ったにもかかわらず、当該期間内に是正を行わなかった場合
(6) その他本契約に定める前提条件が充足されず、本株式交換を実行することができない場合

第16条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約及び本株式交換に関連して知り得た相手方の秘密情報を、法令、金融商品取引所規則その他に基づき開示が必要となる場合を除き、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、本株式交換の検討又は実行に必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士、株式価値算定機関その他守秘義務を負う専門家に開示する場合は、この限りでない。

第17条（公表）

本株式交換に関する公表の内容、時期及び方法については、甲及び乙が事前に協議するものとする。ただし、甲が法令又は東京証券取引所の規則等に基づき適時開示その他の公表を行う必要がある場合は、この限りでないものとし、可能な範囲で事前に乙にその内容を共有する。

第18条（費用負担）

本契約及び本株式交換に関連して甲又は乙に生じる弁護士、公認会計士、税理士その他専門家への報酬その他の費用は、別段の合意がない限り、それぞれ自己の負担とする。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約の解釈について疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第20条（準拠法及び合意管轄）

１．本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

２．本契約に関して甲及び乙の間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年10月5日

甲　東京都千代田区麹町三丁目3番8号
ジャパンM&Aソリューション株式会社
代表取締役社長　三橋　透　　印

乙　東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
SBI 辻・本郷M&A株式会社
代表取締役　小林　堅悟　　印

７．会社法施行規則第193条各号（第５号及び第６号を除く）に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の内容及び割当ての相当性に関する事項

３．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等に記載のとおりであります。

② 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則その他の関係法令に従い、当社が適切に定めます。当社は、本株式交換後の資本構成、財務の健全性その他の事情を総合的に勘案し、当該取扱いは相当であると判断しています。

(2) 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) STHの最終事業年度に係る計算書類等の内容

STHの最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る計算書類等の内容の概要は、次のとおりです。

① 事業報告の概要

当事業年度は、M&A仲介事業において新規案件の獲得及び成約に努めた結果、売上高560百万円、営業損失83百万円、経常損失89百万円、当期純損失61百万円となりました。

② 貸借対照表の概要（2026年3月31日現在）

項目	金額（千円）
流動資産	282,389
固定資産	177,636
資産合計	460,025
流動負債	376,507
固定負債	33,767
負債合計	410,275
純資産合計	49,750
負債及び純資産合計	460,025

③　損益計算書の概要（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

項目	2026年3月期（千円）
売上高	560,660
営業損失（△）	△83,832
経常損失（△）	△89,241
税引前当期純損失（△）	△90,783
当期純損失（△）	△61,416

④　株主資本等変動計算書の概要（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

項目（千円）	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	50,000	39,808	21,358	111,167
当期純損失（△）	－	－	△61,416	△61,416
当期末残高	50,000	39,808	△40,057	49,750

⑤　監査報告の概要

2026年6月12日付の監査役の監査報告においては、事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める旨、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨、並びに計算書類及びその附属明細書は会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の意見が表明されております。

(4) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①　当社

当社は、STHとの間で、2026年10月5日、上記「6．本株式交換契約の内容の概要」の株式交換契約を締結しております。

その他、当社の最終事業年度の末日である2025年10月31日後、本書作成日までの

間に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象として開示すべき事項はありません。

② STH

STHは、当社との間で、2026年10月5日、上記「6．本株式交換契約の内容の概要」の株式交換契約を締結しております。

その他、STHの最終事業年度の末日である2026年3月31日後、本書作成日までの間に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象として開示すべき事項はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

所在地

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル7階　701



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅	9a・9b出口より徒歩約3分 4番・5番出口より徒歩約4分
東京メトロ 有楽町線「麹町」駅	1番出口より徒歩約4分
東京メトロ 丸ノ内線・銀座線「赤坂見附」駅	D出口より徒歩約8分
東京メトロ 半蔵門線「半蔵門」駅	1番出口より徒歩約6分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。